



(趣旨)

(開館時間等)

- 2 男女共同参画センターの休館日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間 若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用許可申請)

- 第3条 条例第5条の規定により男女共同参画センターの使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間 内に行わなければならない。
- (1) 国,地方公共団体又は男女共同参画センター登録団体が,男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用する場合 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前(その日が前条第2項に規定する休館日に当たるときは,その翌日)から使用日まで
- (2) あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成22年 屋市規則第4号)第 条に規定するあしや市民活動センター登録団体(以下「市 民活動センター登録団体」という。)が、市民参画及び協働の推進を目的とした 事業のために使用する場合 使用日の2月前(その日が前条第2項に規定する休 館日に当たるときは、その翌日)から使用日まで
- (3) 前2号に規定する者以外の者が使用する場合 使用日の1月前(その日が前条 第2項に規定する休館日に当たるときは、その翌日)から使用日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、 芦屋市が男女共同参画の推進を目的とした事業を実施

するときは、優先して使用することができる。

(使用許可等)

- 第4条 条例第5条の規定による使用の許可は、使用の申請を受け付けた順序による ものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、抽選によるものとす る。
- 2 市長は、使用を許可したときは、使用料の徴収と同時に使用許可書兼領収書を申 請者に交付する。
- 3 前項の使用料は、現金で納入しなければならない。
- 4 男女共同参画センターを使用するときは、使用許可書兼領収書を職員に提示しなければならない。

(使用の変更)

- 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がやむを得ない事由により,使用許可事項を変更するときは,使用日の14日前までに,使用変更申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出し,許可を受けなければならない。
- 2 使用許可の変更は1回限りとし、変更を承認したときは、使用許可変更承認書を 交付する。この場合において、既に納付した使用料に差額のあるときは、その差額 を直ちに精算しなければならない。

(使用料の減免)

- 第6条 条例第11条の規定による使用料の免除は、次に定めるところによる。
 - (1) 使用料を全額免除する場合
 - ア 芦屋市が主催又は共催し、男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用するとき。
 - イ 国又は地方公共団体が男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用 するとき。
 - ウ その他市長が特に必要と認めたとき。
 - (2) 使用料の3割の額を免除する場合
 - ア 男女共同参画センター登録団体が男女共同参画の推進を目的とした事業の ために使用するとき。
 - イ 市民活動センター登録団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業の ために使用するとき。
- 2 前項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請時に、使用 許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。

(男女共同参画センター登録団体の認定)

- 第7条 第3条第2項第1号及び前条第1項第2号アの「男女共同参画センター登録 団体」とは、男女共同参画の推進を目的として活動を行う団体で、市長の認定を受けたものをいう。

(使用料の還付)

- 第8条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。
 - (1) 全額を還付する場合
 - ア 使用者の責任でない事由により使用することができないとき。
 - イ 公益上又は市の都合により使用許可を取り消したとき。
 - (2) 使用料の5割に相当する額を還付する場合 使用者が使用日の14日前まで に使用許可の取消しを申し出て認められたとき。
- 2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添え て市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

- 第9条 男女共同参画センターの使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 使用する施設の入場人員は,収容人員を超えないこと。
 - (2) 使用許可時間を厳守すること。
 - (3) 火気を使用しないこと。
 - (4) 許可した場所以外に立ち入らないこと。
 - (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
 - (6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) その他関係職員の指示に従うこと。

(破損,滅失の届出)

第10条 使用者は、建物、設備、機器その他の物件を破損又は滅失させたときは、 直ちに市長に届け出なければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

